

子どもの貧困対策改正法成立

市区町村にも努力義務

改正子どもの貧困対策法が12日、参院本会議で全会一致で可決され成立した。貧困改善に向けた計画づくりを市区町村の努力義務とすることが柱で、地域の実情に合った対策の推進を目指す。すでに独自の取り組みを進める自治体もあり、動きが広がるかが課題だ。

政府は14年施行の同法に基づき、低所得世帯の幼児教育・保育の無償化や児童扶養手当の増額などに取り組んでいるが、子どもの貧困率は13・9%（2015年）で7人に1人が貧困状態にある。ひとり親世帯の貧困率は50・8%に上る。

17年時点で、全ての都道

府県に改善計画があるが、貧困対策を進めていると考えられる市区町村を対象にした内閣府の調査では、策定割合は約3割だった。今回の改正では、計画策定の努力義務を課す対象を、都道府県から市区町村に広げた。貧困改善に向けた数値目標を政府の大綱に設ける規定も検討されたが、実際に支援を進めることが大切との理由で見送られた。

先駆的な自治体の一つが大阪府箕面市だ。親から子への「貧困の連鎖」の根絶を重点課題と位置付け、司令塔となる専門部署を設置。支援が必要な子どもの早期把握を目指して、「子

ども成長見守りシステム」を17年度に導入した。市内の0〜18歳の2万7千人について、市役所や学校に分散していた生活保護の受給

状況、学力や生活状況などのデータを集約。年2回、支援の必要性を判定する。

17年冬の判定では、重点支援が必要とされた小中学生が477人いたが、このうち212人は学校側が必要性を認識していなかった。学校側は、子どもにこまめに声をかけ、様子を見守るなどの対応を取った。

（伊藤舞虹、浜田知宏）